

山形市建設工事週休２日確保工事実施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形市まちづくり政策部建設契約課が発注する建設工事（営繕工事は除く。）の工事現場において、週休２日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）週休２日確保工事

本要領に基づき週休２日の確保に取り組む工事をいい、通期の４週８休以上を必須とする。

（２）週休２日

ア 完全週休２日（土日）とは、工事の対象期間中、月曜日から日曜日までを基本とする１週間に毎週土曜日と日曜日を現場閉所したと認められる状態をいう。

ただし、悪天候等、受注者の責によらず、やむを得ず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議を原則とした上で、現場閉所日を同一の週に振替るものとする。

また、夜間工事の場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。

イ 月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（３）対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（４）４週８休以上

ア 月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率の割合が、２８．５％（８日／２８日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

イ 通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日）以上の状態をいう。

（５）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務

作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(対象工事及び発注形式)

第3条 山形市まちづくり政策部建設契約課が発注する全ての工事を週休2日確保工事とする。ただし、緊急を要する工事（災害復旧工事は含まない）は除く。

(現場閉所による週休2日確保工事の取扱い等)

第4条 発注者は、特記仕様書に当該工事が週休2日確保工事である旨を記載する。

- 2 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日（土日）において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日及び日曜日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。
- 3 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
- 4 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 5 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定するものとする。なお、完全週休2日（土日）においては土曜日及び日曜日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
- 6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。なお、完全週休2日（土日）においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
- 7 完全週休2日（土日）の取組に当たっては、受注者の責めによらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定する。
- 8 災害対応等でやむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。
- 9 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。
- 10 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議するものとする。協議に当たっては、次の各号に掲げ

る書類を提示しなければならない。

- (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
- (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類

11 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

（その他）

第5条 工事成績評定については、別紙1に基づくものとする。

2 週休2日確保工事における工期の考え方は、別紙2に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第6条 受者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

（山形市建設工事週休2日確保モデル工事試行要領の廃止）

2 山形市建設工事週休2日確保モデル工事試行要領（平成31年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要領の施行の際現に前項の規定による廃止前の山形市建設工事週休2日確保モデル工事試行要領の規定により実施している週休2日確保モデル工事の実施上の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

4 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

附 則

5 この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

附 則

6 この要領は、令和8年10月1日から施行し、同日以後に執行伺を起票する工事について適用する。

山形市建設工事週休2日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

1 方針

週休2日確保工事を実施した工事について、現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で4週8休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点を行わない。

2 評価方法

(1) 監督員の2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が月単位の4週8休以上、又は完全週休2日の場合
(次の2項目を評価)

- ・「休日の確保を行っている。」
- ・「その他（月単位の4週8休以上（又は完全週休2日（土日）））を実施している。」

② 現場の閉所状況が通期の4週8休以上の場合（次の1項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」

(2) 監督員の5. 創意工夫〔働き方改革〕において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況が通期の4週8休以上の場合

- ・「週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。」
※週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

(3) 総括監督員の2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

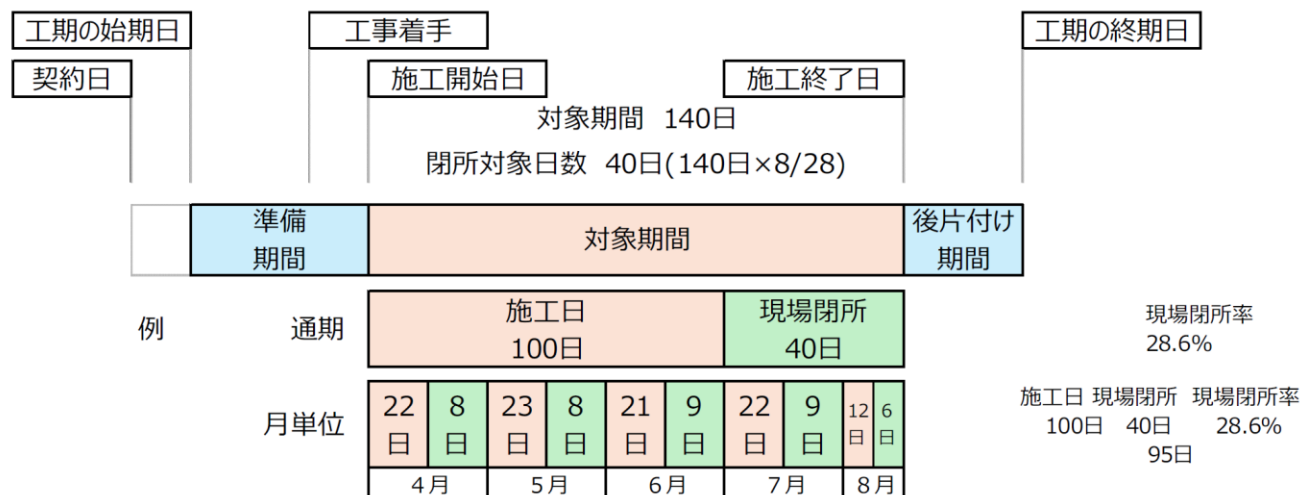
現場の閉所状況が通期の4週8休以上の場合

- ・「工程管理に係る積極的な取組が見られた。」
- ・「現場閉所による週休2日（4週8休以上）を行った。」

※週休2日の確保を行った場合は、2項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則”a”評価（2点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、”a”評価としないことができる。

山形市建設工事週休2日確保工事における工期の考え方について

週休2日を確保するイメージ



※上図では対象期間内の現場閉所日数が 40 日以上となれば「通期」の4週8休以上。
 かつ、月ごとに現場閉所率が $8/28=28.5\%$ 以上であれば、「月単位」の4週8休以上。

- (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
- (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までの期間をいう。
- (3) 「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
- (4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
- (6) 後片付け期間とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。